

土地区画整理法第76条許可申請について

(組合区画整理用)

この申請は、土地区画整理事業の施行に障害の恐れのある行為を制限し、事業施行の円滑化を図るため、建築行為等を行おうとする者がその行為の許可を受けるためのものです。

1 申請に必要な書類

(1) 建築行為等の位置を示す書類

- ・位置図……申請地を明示（市販の住宅地図などを利用）
- ・仮換地図……申請地を明示（組合事務所にあります。）

(2) 建築行為等の内容をあらわす書類

i) 建築行為の場合

- ・配置図、平面図、立面図（境界線を明示のこと。）
- ・敷地に接する道路、水路の横断面図及び隣地境界線の横断面図（境界線を明示のこと。）
- ・敷地境界線付近に門、塀、フェンス、看板等の工作物を設置する場合は、その工作物の構造図（詳細図）

ii) その他の行為の場合（土地の形質の変更、物件の設置又は堆積）

- ・立面図を除く上記の他、内容が明らかとなる図面

(3) 申請者の土地の権限を明らかにする書類

i) 仮換地の場合

- ①「**仮換地指定通知（写し）**」（“原本と相違ない”ことを証する理事長印を要す。）
→「仮換地証明願」でも代用可能です
- ②「**仮換地の使用収益開始日の通知（写し）**」（“原本と相違ない”ことを証する理事長印を要す。）
→仮換地指定通知に使用収益開始日が記載されている場合にはこの添付を省略できます
上記①と②のほかに、下記に該当する場合には別途ご準備をお願いします。
 - ・仮換地指定通知（仮換地証明願）の権利者が申請者と異なる場合
→「売買契約書（写し）」を添付（転売をした場合は、すべての売買契約書の写し）
 - ・売買契約を締結しないで、建築行為等を行う場合（権利者と申請者が親族の場合等）
→権利者の同意書や承諾書、又は「賃貸借契約書（写し）」

ii) 保留地の場合

- ①「**保留地売買契約書（写し）**」（転売をした場合は、すべての売買契約書の写し）
→「保留地証明願」でも代用可能です

上記①のほかに、下記に該当する場合には別途ご準備をお願いします。

- ・売買契約を締結しないで、建築行為等を行う場合（権利者と申請者が親族の場合等）
→権利者の同意書や承諾書、又は「賃貸借契約書（写し）」

(4) 誓約書

(5) 農地転用にかかる受理通知書の写し（仮換地の場合のみ）

(6) 組合からの意見書

許可申請書に（１）～（５）の書類を添付したものを２部作成し、組合へ提出して（６）意見書の交付を受け、市都市整備課へ申請書と併せて提出してください。

2 申請書の書き方について

- （１）「申請者」は、後日提出される建築確認申請建築主と同者としてください。
- （２）「土地地番」は、野々市市〇〇〇土地区画整理事業施行地区〇〇街区〇〇番となります。
- （３）「建築物の構造」欄に建物用途を併せて記入してください。
- （４）「敷地面積」は、仮換地指定通知書又は、保留地売買契約書に記入してある面積を記入してください。ただし、確定測量済みの地区については、その面積を記入し（実測）と記入してください。
- （５）連絡先を各申請書右上に記入してください。

3 土地区画整理法第 76 条許可申請の手順

申請書 2 部作成（正：市提出用、副：組合提出用）

↓

組合へ 2 部提出し「意見書」を交付してもらう。

↓

申請書 2 部に意見書（原本 1 部含む）を添付し、市都市整備課へ 2 部提出する。

なお、申請書の日付は、提出日を記入してください。

↓

市都市整備課

↓

（審査・決裁・許可書交付）

許可書交付

↓

建築確認申請書に許可書の写しを添付する。

4 注意事項

- （１）歩道付の道路から乗り入れを計画している場合、歩道に切り下げが必要な場合、水路に床版を設置する場合等の特殊性のあるものは、あらかじめ組合及び市都市整備課と協議をしてください。
- （２）土地区画整理法第 76 条許可申請の前に「地区計画の区域内における行為の届出」が必要となる地区がありますので、市都市整備課に確認してください。